

# 調査報告書

令和6年7月17日

宇治田原町

# 目 次

はじめに.....	1
1 今回事件に係る調査.....	1
2 実態把握と原因究明.....	2
(1) 前回事件の概要（公判・調査で明らかになった事項） .....	2
(2) 今回事件の概要（公判で明らかになった事項） .....	3
(3) 今回事件の原因（予定価格漏洩の理由） .....	3
3 調査.....	4
(1) 調査方法 .....	4
(2) 町の最低制限価格の設定.....	6
(3) 業者A（不正業者）の入札状況.....	9
(4) 調査に当たり留意すべき事項.....	9
(5) 調査方針.....	10
4 調査結果.....	10
(1) 工種別の最低制限価格率（＝最低制限価格／予定価格）と落札率.....	10
(2) 入札率から疑義の事象がある業者 .....	14
①土木工事（町内業者）で疑義の事象がある業者 .....	14
②土木工事（町内に営業所のある業者）で疑義の事象がある業者 .....	15
③土木工事（町外業者）で疑義の事象がある業者 .....	15
④舗装工事.....	17
⑤安全施設工事 .....	17
(3) 高止まりしている工事 .....	17
①土木工事.....	17

②	建築工事.....	18
5	調査結果（疑義事象）の考察.....	18
(1)	発注担当職員の意識・行動からの考察.....	18
(2)	入札率調査からの考察（予定価格・最低制限価格）.....	18
(3)	町内営業所業者の入札参加要件からの考察.....	19
6	入札不正再発防止策の検証.....	20
(1)	入札制度の見直し.....	20
①	入札資格者要件の見直し.....	20
②	公正かつ適正な設計金額の設定.....	20
③	情報管理の徹底.....	20
④	予定価格の公表.....	21
⑤	電子入札の全面導入と入札業者からの誓約書の徴取.....	21
⑥	談合情報対応マニュアル等の周知及び実施の徹底.....	21
⑦	入札不落に係る運用の見直し.....	22
⑧	入札参加資格審査の見直し.....	22
(2)	職員の法令遵守と職員倫理の向上.....	22
①	職員の法令遵守と職務の倫理保持の明文化.....	22
②	職員のコンプライアンス研修の実施.....	23
③	職員行動指針の策定及び運用.....	23
(3)	組織体制の見直し.....	24
①	組織体制の整備.....	24
②	外部の技術支援等の活用と人材確保.....	24

はじめに

宇治田原町（以下「町」という。）の元職員が、職員であった令和2年12月8日に官製談合防止法違反で、12月19日に加重収賄の容疑で逮捕され、令和3年6月10日の第3回公判において有罪が確定した。（以下「前回事件」という。）

この間、町は、重大事件等調査委員会設置条例を施行し、弁護士・公認会計士及び行政・建設の学識経験者5名で構成された町職員以外の第三者からなる重大事件等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、調査委員会に対し、①事件発生に至る実態把握と原因究明に関する事、②事件の再発防止策の提言に関する事との調査を令和3年2月19日に依頼した。

調査委員会は、委員及び町による関係者からの事情聴取、本町の入札制度と運用に関する資料査閲、町幹部職員からのヒアリング、刑事裁判公判等を踏まえて議論を行い、その内容に基づいて当該事件の実態把握と原因究明、再発予防のための方策をまとめ、令和3年7月29日に町長に報告書を提出した。

この報告書を受け、町は令和3年9月30日に入札不正再発防止策（以下「不正防止策」という。）を策定し、職員のコンプライアンスの徹底を図るとともに、令和4年10月3日にコンプライアンス条例（同月1日施行）に基づき、住民への誓いとして町長がコンプライアンス宣言を行い、全町職員が宣誓書に署名した。また、不正防止策では不正を監視するため、調査委員会の委員長及び委員1名に加え学識経験者1名で構成する入札監視等委員会（以下「監視等委員会」という。）を令和3年11月4日に設置し、以後、半年毎に監視等委員会を開催し入札に係る事務等の監視をいただいている。

このような中、元職員は、職員であった令和2年9月3日に入札した工事2件に係る官製談合防止法違反、刑法第96条の6第1項（公契約関係競売等妨害罪）の容疑で令和5年8月9日に再度逮捕、また、加重収賄の容疑で8月30日に追送致され、令和6年2月8日の第3回公判において、前回事件の余罪として再度有罪が確定した。（以下「今回事件」という。）

今回事件は不正防止策の策定以前に発生したものであることから、今回事件の実態や原因を調査し、疑義のある事項を抽出し、これを踏まえ、既に作成された不正防止策を検証し、新たに改善すべき事項などをとりまとめ不正防止策を補完することとし、監視等委員会で検証した上、報告書としてとりまとめた。

## 1 今回事件に係る調査

前回事件では、関係者からの事情聴取、本町の入札制度と運用に関する資料、町幹部職員からのヒアリング、公判等を踏まえて実態把握と原因究明を行った。

前回事件では、不正事案に関わった業者が多く、また、元職員以外は時効が成立していたことから、事情聴取にも応じ、前回事件の事情聴取は、当該事件の実態把握と原因究明、不正防止策の策定に大きな役割を果たした。

一方、今回事件では、事情聴取の相手が元職員と不正を行った業者Aに限定され、また、両者とも逮捕・起訴されていることから、両者が事情聴取に応じたとしても、公判で明らかになった内容以上の新たな事象などを聞くことは難しいと考えられる。

また、公判により、元職員は予定価格（「設計金額＝予定価格」以下同じ。）を覚えることが習慣化していたことが明らかになったため、これまで以上に広範囲に調査する必要があるが、前述のとおり、事情聴取によらず客観的事実に基づいた検証を行うことを前提として、不正防止策の補完に重点を置いた調査を進めることとした。

また、調査期間は、最低制限価格の変更時期や元職員所属先を踏まえて設定することとした。

なお、調査はあくまでも不正防止策をより完成度の高いものとすることを目的としている。疑義があるということは、不正につながる可能性があるものとして、不正防止策に反映する必要があると定義したもので、不正の事実を指摘や認定するものではなく、また、処分など法的措置につながったり、根拠となるものではない。

## 2 実態把握と原因究明

### (1) 前回事件の概要（公判・調査で明らかになった事項）

- ◆ 平成29年度宇治田原町立保育所一時保育施設等工事（以下「前回事件工事」という。）の一般競争入札に関し、元職員は業者Bを介して業者Cに対し、秘匿事項である予定価格を教示して落札させ、入札等の公正を害すべき行為を行った。
- ◆ 平成29年2月頃、業者Bは元職員に対し、前回事件工事の予定価格の教示を依頼するとともに、これに対する謝礼を提案し、元職員もこれを了承した。しかし、業者Bは他の工事を受注していたことなどから、業者Cに対し、本件工事の落札や贈賄を提案し、業者Cもこれを了承した。
- ◆ 同年4月17日、元職員は、自宅で業者Bに電話をかけて予定価格を教示し、業者Bは翌18日に電話で業者Cに予定価格を教示した。
- ◆ 業者Cは、前回事件工事を落札した。
- ◆ 業者Cは同年9月頃、前回事件工事の粗利が約200万円であったことから、その1割を元職員に供与しようと考え、業者Bもこれを了承した。
- ◆ 同年10月3日に実施された前回事件工事の完了検査の際、業者Cは封筒に入れた現金20万円を手渡し、元職員はこれを受領した。
- ◆ 町職員が積算できず不落の多い建築工事について、元職員が受注業者を確保し業務の円滑化を図るため予定価格を漏洩した。
- ◆ 元職員は、受注業者が確保できれば良く、業者Bの受注にはこだわらなかった。
- ◆ 元職員の罰条及び罪名は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下「官製談合防止法」という。）第8条違反「職員による入札等の妨害」及び刑法第197条の3（第2項）違反「加重収賄」であった。

(2) 今回事件の概要（公判で明らかになった事項）

- ◆ 元職員は、平成27年度頃までに砂利採取案件で知人を通じて不正を行った業者Aと知り合った。
- ◆ 知り合った当初は、お互いに仕事のやり取りをすることもなかったが、その後、仕事を通じて連絡を取り合うようになり、また、元職員が、建設関係でない部署に異動（平成28年4月健康福祉部長）した後は、連絡を取り合うことはなかった。
- ◆ 元職員が建設関係の部署（建設事業部長）に戻った令和2年4月から5月頃、元職員は、業者Aから営業所に使用する町内の物件を紹介してもらいたい旨の相談を受け、不動産業者を紹介し、業者Aと再び連絡を取るようになった。
- ◆ 元職員は、業者に恩を売るためや議会案件の入札不成立を避けるため、工事起工及び契約伺に記載された予定価格を覚えることが習慣になっていた。
- ◆ 元職員は、令和2年8月上旬頃、業者Aから「宇治田原中央公園造成工事（その3）」及び「贅田立川線道路工事（その4）宇治田原中央公園造成工事（その2）」工事（以下「本件両工事」という。）を落札したいため、本件両工事の予定価格を教示してほしい旨の相談を持ちかけられ了承した。
- ◆ 元職員は、前記同月中旬頃、業者Aに対し、本件両工事の概ねの予定価格を教示し、その際、現金10万円が入った封筒を差し出され、予定価格の教示に対する謝礼の趣旨であることを認識しながらこれを受領した。
- ◆ 業者Aは、本件両工事について、元職員から教示された概ねの予定価格を基に算出した金額で入札し、「宇治田原中央公園造成工事（その3）」を落札した。
- ◆ 元職員の罰条及び罪名は、官製談合防止法第8条違反「職員による入札等の妨害」、刑法第96条の6（第1項）違反「公契約関係競売等妨害」及び刑法第197条の3（第2項）違反「加重収賄」であった。

(3) 今回事件の原因（予定価格漏洩の理由）

前回事件では、町職員が積算できず不落の多い建築工事について、元職員が受注業者を確保し業務の円滑化を図るため予定価格を漏洩したとしていたが、今回事件では、業者に恩を売るためや議会案件の入札不成立を避けるため、予定価格を覚えることが習慣になっていたとしている。

今回事件のような土木工事は、公表された単価・歩掛により職員が積算しており、議会案件の入札だからと言って入札が不成立になることもほぼなく、予定価格を覚える理由にはならない。

しかし、議会案件は予定価格5,000万円以上であり、受注業者にとっては利益が大きいことから、受注意欲が高く、業者に恩を売ることになる。

また、元職員が恩を売るという意味について、災害など緊急時対応の円滑化を図るためとし、現に今回不正の宇治田原中央公園造成工事（その3）に関連し、緊急を要する役場駐車場の舗装工事を随意契約していることを挙げているが、当該舗装工事は一般的

な土木工事であり、予定価格を漏洩して恩を売らなければ受注されない工事とは考えられない。

今回事件では、業者としては利益を追求するため、また、元職員としてはこれまでの関係から断りにくい相手に利益という恩を売り、貸し借りの関係とともに秘密を共有することで、各種の交渉事案を優位に進めるため行ったものではないかと思われる。

また、元職員は、単独行動が多く、記録を文書に残さず、情報共有を行わなかったため、周囲の職員ですら気付かなかったことから、不正を増長させたものとする。

前回事件の調査報告書では、元職員に業者間の公正で透明な競争で公契約の相手方と適正金額を決めるためにある競争入札制度の甚だしい軽視があったことや、工事によっては業者に無理な契約条件を要求したり、その優越意識が昂じて業者からのお礼の金銭を授受して恥じない意識が醸成された可能性があるとして指摘していたが、元職員は若くして課長となり長期間にわたり町の幹部職員として業務を行ってきたことから仕事に対し慢心していたことが一因ではないかと考える。

### 3 調査

#### (1) 調査方法

入札において、落札（入札額は予定価格と最低制限価格の間にあり、かつ最も安価なものが落札となる）するためには、予定価格と最低制限価格の算出が必要となるが、近年は、各業者の積算精度が相当程度向上していること、発注者が積算情報を公開していることから、予定価格は高い精度で算出できる。

予定価格については、国では談合による高止まり防止や業者の技術力（積算能力の向上）等の観点から事前公表（入札前に公表）しないよう指導しているが、京都府内では不正防止の観点から多くの自治体で事前公表されている。

最低制限価格についても、多くの自治体で公表されている中央公契連モデル（算定式）を用いていることから、積算を正確にできれば、最低制限価格についても算出することが可能である。（積算が正確にできなければ算定式に入れる数値に誤りが生じる。）

このため、予定価格の事前公表と中央公契連モデル式による最低制限価格の算出をしている自治体では、多くの土木関係工事の入札で、入札額と最低制限価格が同額となり、落札者はくじ引きにより決まっている。

一方、町は予定価格を国に従い事後公表としているが、前述のとおり積算情報を公開しているため、業者の積算能力によるものの予定価格を高い精度で算出することは可能である。

しかし、最低制限価格については、中央公契連モデルを用いておらず非公表で町独自にモデル式を作り設定していることから、過去の落札結果から傾向を把握し推定するしかなく精度は劣る。

このため、予定価格を教示されたとしても確実に落札することは困難であるが、最低制限価格の傾向が分かれば落札の可能性を拡大できる。

なお、町の最低制限価格は公契連モデルの見直しに伴い引き上げており、前回不正事案の工事があった平成25年10月から元職員が免職された令和2年12月までに、平成27年4月、平成30年5月の2回同価格の引き上げを行っている。

最低制限価格を引き上げた場合は、引き上げた旨周知しなければ、入札参加業者が引き上げたことを認識するまでの一定期間、同価格以下の入札額を入れてしまい、失格者が多く出る傾向となる。

しかし、同価格の引き上げに係る周知については、公平性や透明性を確保した上、行う必要があるとの認識があったことは確認できたが、町の建設業協会を通じて周知したようだとのは聞いたものの、その具体的な周知方法等についての証言は得られなかったことから、周知に元職員が関与した可能性は否定できない。

引き上げに係る周知については、公平性や透明性が確保されていれば問題はないが、引き上げ率そのものは秘匿事項である。

なお、現在は、最低制限価格を引き上げた場合、入札説明書に引き上げた旨を記載し、公平性や透明性を確保している。

以上のことから、調査は、まず今回事件の業者Aが入札した工事に係る予定価格と最低制限価格の傾向を把握し、同価格に着目して行うこととし、引き上げがあった平成27年度と平成30年度を含め、元職員が免職された令和2年度の入札を調査対象とする。

また、元職員の所属先は、平成27年度までが理事兼建設環境課長、平成28年度に健康福祉部長、平成30年度に教育部長、令和2年度に建設事業部長であったことから、元職員が建設事業を担当していた時期である平成27年度と令和2年度を考慮することとし、調査対象期間は平成27年度～令和2年度とする。

(2) 町の最低制限価格の設定

まず、平成27年度～令和2年度の最低制限価格の設定方法及び傾向について説明する。

各年度における最低制限価格の設定基準及び実際に設定された最低制限価格率(=最低制限価格/予定価格)は下表のとおりである。

	最低制限価格の設定(町の規定)	最低制限価格率(=最低制限価格/予定価格)の分布
平成26年度まで	<一般競争入札> 非公表 <指名競争入札> 非公表	
平成27年4月 ～30年5月	<一般競争入札> 非公表 <指名競争入札> 非公表	
平成30年5月 ～令和3年3月	<一般競争入札> 非公表 <指名競争入札> 非公表	

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
最小	77.06%	79.99%	80.01%	83.97%	81.95%	80.11%
平均	81.08%	81.75%	82.09%	84.01%	83.59%	83.70%
最大	82.00%	82.00%	83.95%	84.09%	84.87%	84.02%

また、年度別の最低制限価格率の傾向は下表のとおりであった。

年度	最低制限価格率の傾向	落札の可能性
平成 27 年度	最大 82%、82%以下も散見	82%で落札可能、82%以下に負ける可能性も有
平成 28 年度	最大 82%、82%付近に集中	82%でほぼ落札可能
平成 29 年度	82%以上にも拡大	82%で約 6 割の工事が落札可能
平成 30 年度	84%付近に集中	84%で約 8 割、84.1%で全て落札可能
令和元年度	ほぼ 84%、84%以下も散見	84%以下でほぼ落札可能
令和 2 年度	84%以上にも若干拡大	84%で落札できない工事も存在

最低制限価格の設定基準は、一般競争入札（税込み設計金額 1,000 万円以上）と指名競争入札（税込み設計金額 1,000 万円未満）に分けており、一般競争入札では中央公契連モデルを参考に算定式を設定し、指名競争入札では予定価格に一定率を乗じて設定することとし、この設定額を参考に町長が決めることとしている。

しかし、一般競争入札における算定式では、町独自係数の  $\alpha$  値を乗じることとなり、最低制限価格は大きくバラつくこととなるため、実際の最低制限価格の決定に当たっては、指名競争入札の場合と整合を図るべく、年度毎にほぼ一定の最低制限価格率を採用している。なお、令和 2 年度は指名競争入札の最低制限価格率の定率制は廃止したが、傾向はこれまでとほぼ同様であった。

上表から、これまでの入札の傾向を整理すると、最低制限価格率は、平成 27 年度～平成 29 年度は 82%が、また、平成 30 年度～令和 2 年度は 84%が落札の目安となることが分かる。

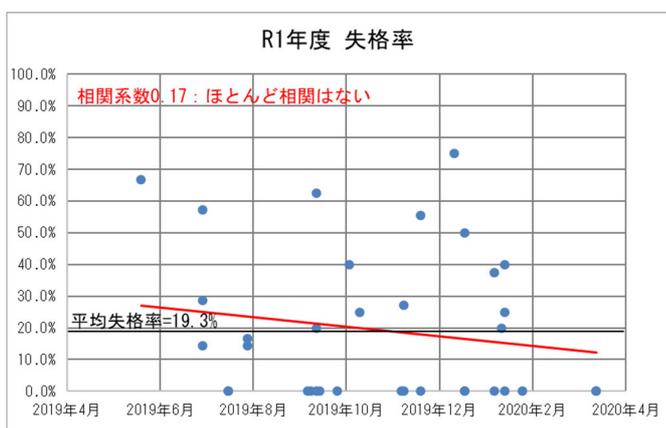
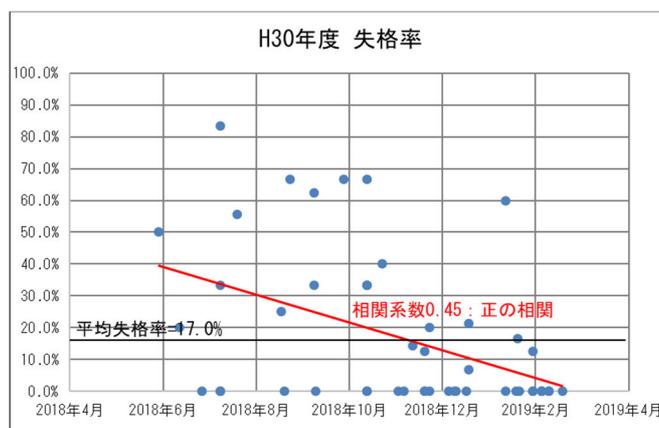
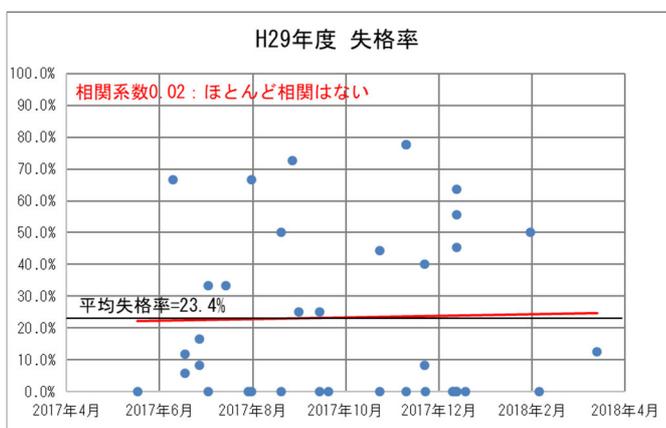
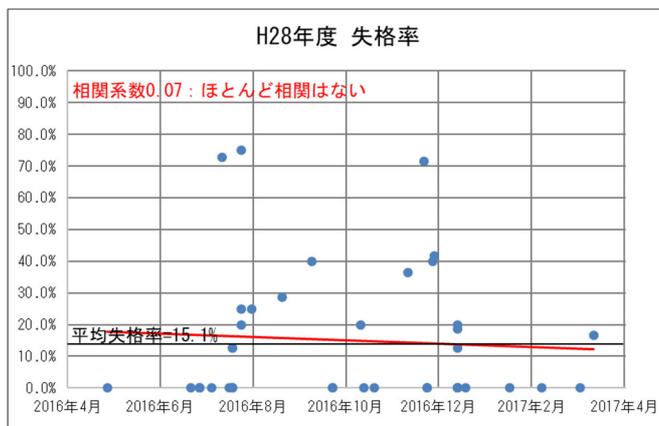
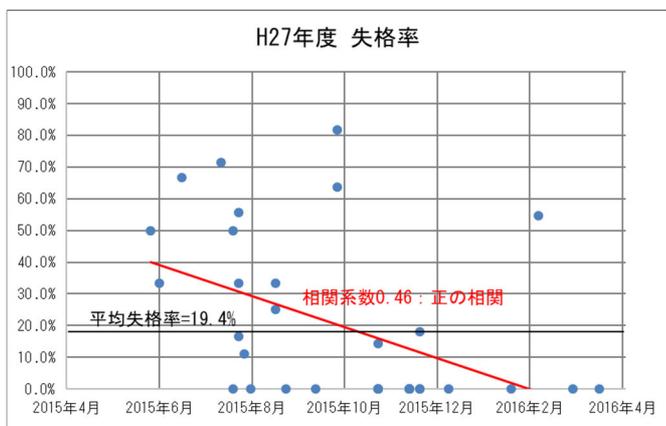
さらに、最低制限価格を引き上げた場合でも、引き上げ率などの情報は秘匿事項であるため、入札参加業者が引き上げ率などを認識するまでの一定期間、同価格以下の入札額を入れ失格となる可能性が高い。このことを確認するため、平成 27 年度～令和 2 年度の失格率（＝入札における失格者数／入札参加者数）の状況について、整理を行った。

各年度別の失格率は下図のとおりであり、①最低制限価格率の変更があった平成 27 年度と平成 30 年度は、4 月からの時間経過に伴い「正の相関」を示す減少傾向、概ね 11 月には平均値に到達する傾向を示しているが、②最低制限価格率の変更がない年度は、時間経過に伴う減少傾向は「ほとんど相関はない」若しくは「弱い相関」であり、上記①とは明らかに異なる状況となった。

以上のことから、最低制限価格率の変更があった平成 27 年度と平成 30 年度は、他の年度と比べ明らかに 4～11 月頃までの入札額設定が難しかったと考えられる。

このため、平成 27 年度及び平成 30 年度の 4～11 月の入札において、疑義の事象があるものを重点的に調査する。

なお、11月を過ぎても一定の失格者が出ることは、町の最低制限価格率がほぼ一定率であるものの、常に若干のバラつきがあることから入札参加者がギリギリを狙って入札したものと思われる。

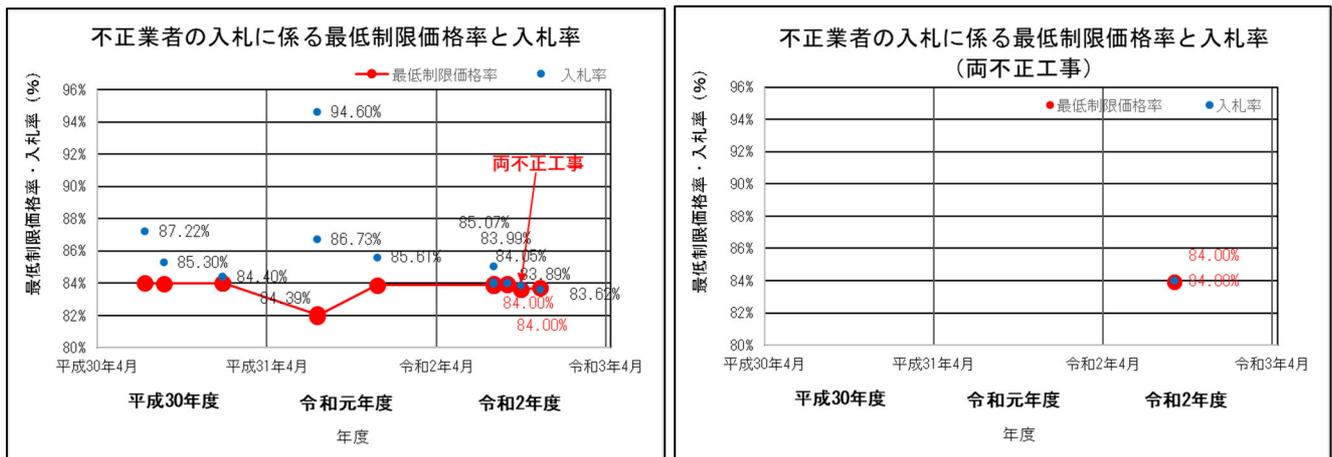


<参考> 相関係数の評価	
相関係数	相関の強弱
0.7～1.0	強い正の相関
0.4～0.7	正の相関
0.2～0.4	弱い正の相関
0～0.2	ほとんど相関がない

### (3) 業者A（不正業者）の入札状況

業者Aは、これまでに14回町の工事入札に参加しているが、平成29年度以前は入札に参加した工事はない。

業者Aの入札に係る最低制限価格率（＝最低制限価格／予定価格）と入札率（＝入札額／予定価格）を時系列にプロットしたものが下図左、議会案件（予定価格5,000万円以上の工事）を考慮し、3,000万円以上の大規模工事のみをプロットしたものが下図右である。結果として、下図右では両不正事案工事のみがプロットされた。



業者Aは、平成30年度に舗装工事5件のうち4件の入札に参加し、令和元年度は舗装工事3件のうち3件の入札に参加したが、この時点では入札額と最低制限価格が乖離しており、不正は発生していないと考えられる。

一方、今回事件の公判で明らかになったように元職員が建設関係の部署（令和2年4月建設事業部長）に戻った令和2年度は、舗装工事5件全て及び不正が行われた2件（上表の着色箇所）の土木工事の計7件の入札に参加し、舗装工事については5件中4件が入札率84%に極めて近く、また、不正が行われた2件の工事については、入札率が84%ジャストであり、令和元年度までの入札と明らかに異なる状況であった。

前述したように、町工事の入札においては、予定価格を教示されたとしても確実に落札することは困難であるが、最低制限価格の傾向が分かれば落札の可能性を拡大できることから、令和2年度に不正業者が入札に参加した全ての工事を調査する必要がある。

以上のことから、元職員の供述とは異なるが、正確な予定価格と最低制限価格率も教示したものとして最低制限価格率に着目して調査を行う。

### (4) 調査に当たり留意すべき事項

前述したように、前回事件以降、予定価格の漏洩先が広がるとともに、不正行為が恒常的に行われていたと仮定して、全ての工種の工事を調査対象とするとともに、予定価格5,000万円以上の議会案件を考慮し3,000万円以上工事についても特化して調査することとする。

また、業者Aは町内業者と同様の入札要件の緩和措置を得る目的で、元職員に不動産

会社の紹介を依頼し町内に営業所を設置することで、今回事件の2件の入札参加資格を得た。

しかし、この営業所に適正に技術者を配置していなかったことから、建設業法違反で逮捕・起訴されている。本件以降、京都府及び町は営業所の立ち入り検査を実施し、建設業法に適していない等の営業所は自主的に廃止している。元職員が営業所の設置に関わっていることも考えられるため、町内に営業所を設置していた業者についても注視して調査することとする。

#### (5) 調査方針

以上のことから、疑義事象に関する調査方針は以下のとおりとする。

- ① 調査は、正確な予定価格と最低制限価格率も教示したのものとして最低制限価格率に着目して調査を行う。
- ② 調査対象期間は、最低制限価格の引き上げがあった平成27年度と平成30年度及び、元職員が建設事業を担当していた平成27年度と令和2年度を踏まえ、平成27年度から元職員が免職された令和2年度とする。
- ③ 平成27年度及び30年度の4～11月の入札において、最低制限価格率と入札率が近似するものを重点的に調査する。
- ④ 全ての工種の工事を調査対象とするとともに、予定価格5,000万円以上の議会案件を考慮し3,000万円以上工事についても特化して調査する。
- ⑤ 町内に営業所を設置していた業者についても注視して調査する。

### 4 調査結果

#### (1) 工種別の最低制限価格率（＝最低制限価格／予定価格）と落札率

工種別に落札率等に差異があるため、平成27年度～令和2年度の工種別の最低制限価格率と落札率を下表のとおりプロットした。

最低制限価格率と落札率が近接している工種は、土木工事、舗装工事、安全施設工事の3工事であったので、この3工事を中心に調査する。

平成27年度及び30年度の4～11月の入札において、疑義のある入札は、下表の中  で表示した。

また、談合・調整による高止まりの疑義がある入札（落札率95%以上）は  で表示した。高止まりについては、土木工事、建築工事で見られる。

参考として、町の状況と比較できるよう京都府の状況を下表の右側に掲載した。

京都府は4,500万円以下の工事は予定価格を事前公表し、最低制限価格についても公表されている中央公契連モデルにより算出していることから、建築工事を除きほぼ全ての入札において最低制限価格と落札額が一致しており、高止まり傾向はない。

なお、建築工事については、京都府においても最低制限価格と落札額が一致している

割合が 20%と低く、高止まり傾向も見られる。これは建築工事が他工事と異なる積算体系であることや積算に用いる単価等が見積りによるものが多いことなどに起因している。

工種	宇治田原町（平成27年度～令和2年度）	京都府																																						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事後公表</li> <li>●最低制限価格の設定は非公表の独自モデル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工事費4.5千万円以下は事前公表</li> <li>●最低制限価格の設定は公表の公契連モデル</li> </ul>																																						
土木工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆対象工事件数：103件</li> <li>◆最低制限価格率と落札率の傾向</li> <li>・103件中1件（1%）が最低制限価格と落札額が一致</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">H27～H29年度</th> <th colspan="2">H30年度～R2年度</th> </tr> <tr> <th>最低制限価格率</th> <th>落札率</th> <th>最低制限価格率</th> <th>落札率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最小</td> <td>80.20%</td> <td>81.96%</td> <td>83.14%</td> <td>83.74%</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td>81.81%</td> <td>86.72%</td> <td>83.87%</td> <td>88.65%</td> </tr> <tr> <td>最大</td> <td>82.08%</td> <td>99.55%</td> <td>84.87%</td> <td>99.28%</td> </tr> </tbody> </table> <p>H27～29は82%、H30～R2は84%のライン上に工事が点在 ⇒ 調査対象とする</p>		H27～H29年度		H30年度～R2年度		最低制限価格率	落札率	最低制限価格率	落札率	最小	80.20%	81.96%	83.14%	83.74%	平均	81.81%	86.72%	83.87%	88.65%	最大	82.08%	99.55%	84.87%	99.28%	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆対象工事件数：126件（山城北土木事務所）</li> <li>◆最低制限価格率と落札率の傾向</li> <li>・126件中120件（95.2%）が最低制限価格と落札額が一致</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">R4～R5年度</th> </tr> <tr> <th>最低制限価格率</th> <th>落札率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最小</td> <td>88.41%</td> <td>88.41%</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td>89.92%</td> <td>90.02%</td> </tr> <tr> <td>最大</td> <td>91.78%</td> <td>99.02%</td> </tr> </tbody> </table>		R4～R5年度		最低制限価格率	落札率	最小	88.41%	88.41%	平均	89.92%	90.02%	最大	91.78%	99.02%
			H27～H29年度		H30年度～R2年度																																			
最低制限価格率		落札率	最低制限価格率	落札率																																				
最小	80.20%	81.96%	83.14%	83.74%																																				
平均	81.81%	86.72%	83.87%	88.65%																																				
最大	82.08%	99.55%	84.87%	99.28%																																				
	R4～R5年度																																							
	最低制限価格率	落札率																																						
最小	88.41%	88.41%																																						
平均	89.92%	90.02%																																						
最大	91.78%	99.02%																																						

舗装工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆対象工事件数：35件</li> <li>◆最低制限価格率と落札率の傾向</li> <li>・35件中10件（28.6%）が最低制限価格と落札額が一致</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">H27～H29年度</th> <th colspan="2">H30年度～R2年度</th> </tr> <tr> <th>最低制限価格率</th> <th>落札率</th> <th>最低制限価格率</th> <th>落札率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最小</td> <td>79.99%</td> <td>80.08%</td> <td>81.95%</td> <td>83.76%</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td>81.82%</td> <td>82.86%</td> <td>83.64%</td> <td>84.23%</td> </tr> <tr> <td>最大</td> <td>82.18%</td> <td>93.97%</td> <td>84.02%</td> <td>86.01%</td> </tr> </tbody> </table> <p>H27～29は82%、H30～R2は84%のライン上に工事が点在 ⇒ 調査対象とする</p>		H27～H29年度		H30年度～R2年度		最低制限価格率	落札率	最低制限価格率	落札率	最小	79.99%	80.08%	81.95%	83.76%	平均	81.82%	82.86%	83.64%	84.23%	最大	82.18%	93.97%	84.02%	86.01%	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆対象工事件数：32件</li> <li>◆最低制限価格率と落札率の傾向</li> <li>・32件中31件（96.9%）が最低制限価格と落札額が一致</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">R4～R5年度</th> </tr> <tr> <th>最低制限価格率</th> <th>落札率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最小</td> <td>88.26%</td> <td>79.90%</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td>89.55%</td> <td>89.18%</td> </tr> <tr> <td>最大</td> <td>91.71%</td> <td>91.71%</td> </tr> </tbody> </table>		R4～R5年度		最低制限価格率	落札率	最小	88.26%	79.90%	平均	89.55%	89.18%	最大	91.71%	91.71%
			H27～H29年度		H30年度～R2年度																																			
最低制限価格率		落札率	最低制限価格率	落札率																																				
最小	79.99%	80.08%	81.95%	83.76%																																				
平均	81.82%	82.86%	83.64%	84.23%																																				
最大	82.18%	93.97%	84.02%	86.01%																																				
	R4～R5年度																																							
	最低制限価格率	落札率																																						
最小	88.26%	79.90%																																						
平均	89.55%	89.18%																																						
最大	91.71%	91.71%																																						

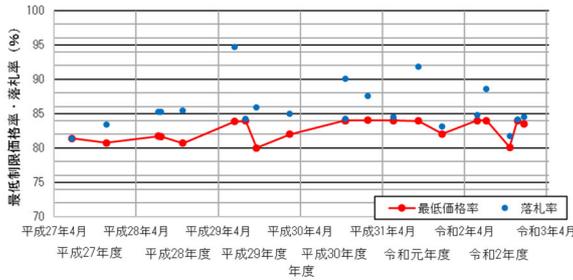
管工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆対象工事件数：25件</li> <li>◆最低制限価格率と落札率の傾向</li> <li>・25件中2件（8.0%）が最低制限価格と落札額が一致</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">H27～H29年度</th> <th colspan="2">H30年度～R2年度</th> </tr> <tr> <th>最低制限価格率</th> <th>落札率</th> <th>最低制限価格率</th> <th>落札率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最小</td> <td>81.41%</td> <td>80.08%</td> <td>83.26%</td> <td>83.29%</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td>81.86%</td> <td>84.97%</td> <td>83.89%</td> <td>86.16%</td> </tr> <tr> <td>最大</td> <td>82.19%</td> <td>93.97%</td> <td>84.57%</td> <td>97.01%</td> </tr> </tbody> </table> <p>H27-29は82%, H30-R2は84%のライン上に工事が点在しない ⇒ 調査対象としない</p>		H27～H29年度		H30年度～R2年度		最低制限価格率	落札率	最低制限価格率	落札率	最小	81.41%	80.08%	83.26%	83.29%	平均	81.86%	84.97%	83.89%	86.16%	最大	82.19%	93.97%	84.57%	97.01%	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆工事件数3件以下と少ないため、対象外とした</li> </ul>
			H27～H29年度		H30年度～R2年度																					
最低制限価格率		落札率	最低制限価格率	落札率																						
最小	81.41%	80.08%	83.26%	83.29%																						
平均	81.86%	84.97%	83.89%	86.16%																						
最大	82.19%	93.97%	84.57%	97.01%																						

電気工事

- ◆対象工事件数：20件
- ◆最低制限価格率と落札率の傾向
  - ・20件中1件（5.0%）が最低制限価格と落札額が一致

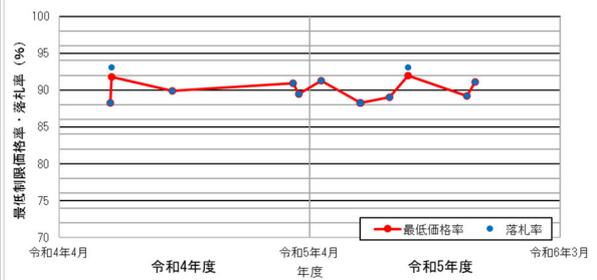
	H27～H29年度		H30年度～R2年度	
	最低制限価格率	落札率	最低制限価格率	落札率
最小	80.01%	81.41%	80.11%	81.73%
平均	81.78%	85.63%	83.42%	85.92%
最大	83.95%	94.68%	84.01%	91.83%

H27-29は82%, H30-R2は84%のライン上に工事が点在しない  
⇒ 調査対象としない



- ◆対象工事件数：13件（山城北土木事務所）
- ◆最低制限価格率と落札率の傾向
  - ・13件中11件（84.6%）が最低制限価格と落札額が一致

	R4～R5年度	
	最低制限価格率	落札率
最小	88.25%	88.25%
平均	89.82%	90.00%
最大	92.00%	93.11%

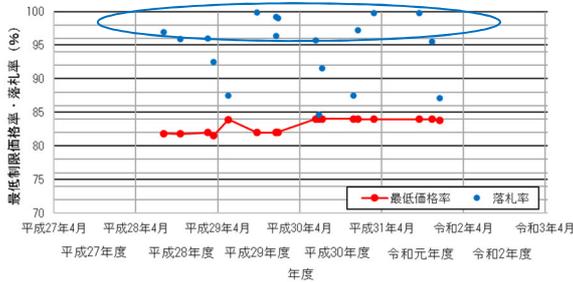


建築工事

- ◆対象工事件数：18件
- ◆最低制限価格率と落札率の傾向
  - ・最低制限価格と落札額が一致した工事はない
  - ・高止まり傾向が見られる

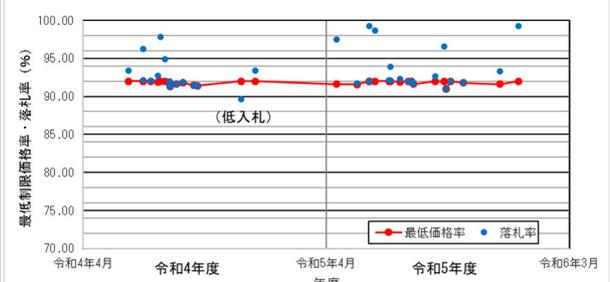
	H27～H29年度		H30年度～R2年度	
	最低制限価格率	落札率	最低制限価格率	落札率
最小	81.58%	87.50%	83.77%	84.63%
平均	82.13%	95.91%	83.97%	93.19%
最大	83.94%	99.89%	84.02%	99.80%

H27-29は82%, H30-R2は84%のライン上に工事が点在しない  
⇒ 調査対象としない



- ◆対象工事件数：35件（入札課）
- ◆最低制限価格率と落札率の傾向
  - ・35件中7件（20.0%）が最低制限価格と落札額が一致
  - ・高止まり傾向が見られる

	R4～R5年度	
	最低制限価格率	落札率
最小	90.97%	89.67%
平均	91.83%	93.30%
最大	92.00%	99.28%

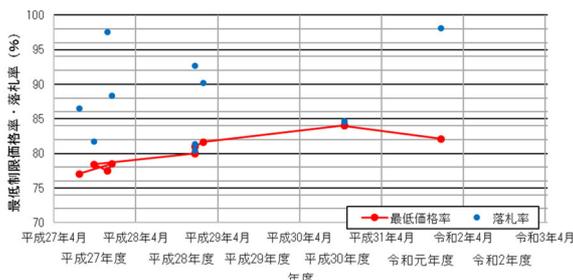


機械工事

- ◆対象工事件数：11件
- ◆最低制限価格率と落札率の傾向
  - ・最低制限価格と落札額が一致した工事はない

	H27～H29年度		H30年度～R2年度	
	最低制限価格率	落札率	最低制限価格率	落札率
最小	77.06%	80.38%	82.10%	84.56%
平均	79.25%	87.33%	83.37%	89.09%
最大	81.62%	97.53%	84.01%	98.11%

H27-29は82%, H30-R2は84%のライン上に工事が点在しない  
⇒ 調査対象としない



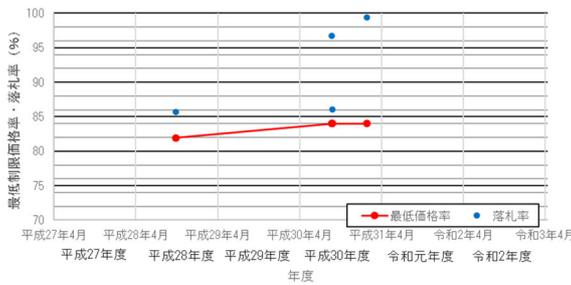
◆工事件数3件以下と少ないため、対象外とした

電気通信工事

- ◆対象工事件数：4件
- ◆最低制限価格率と落札率の傾向
  - ・最低制限価格と落札額が一致した工事はない

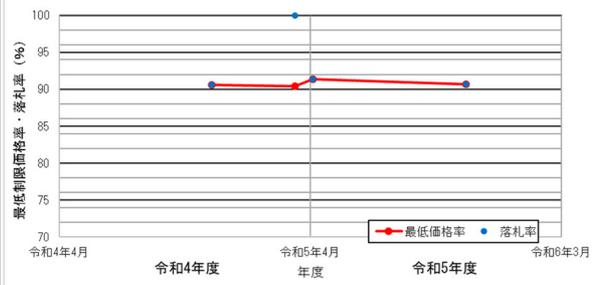
	H30年度～R2年度	
	最低制限価格率	落札率
最小	84.01%	86.08%
平均	84.02%	94.07%
最大	84.03%	99.42%

H27～29は82%, H30～R2は84%のライン上に工事が点在しない  
⇒ 調査対象としない



- ◆対象工事件数：32件（山城北土木事務所）
- ◆最低制限価格率と落札率の傾向
  - ・32件中31件（96.9%）が最低制限価格と落札額が一致

	R4～R5年度	
	最低制限価格率	落札率
最小	90.45%	90.55%
平均	90.74%	93.13%
最大	91.34%	100.00%

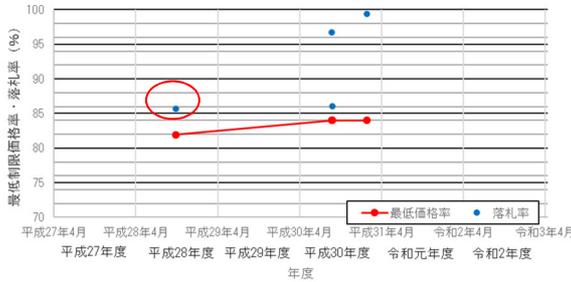


安全施設工事

- ◆対象工事件数：6件
- ◆最低制限価格率と落札率の傾向
  - ・6件中1件（16.7%）が最低制限価格と落札額が一致

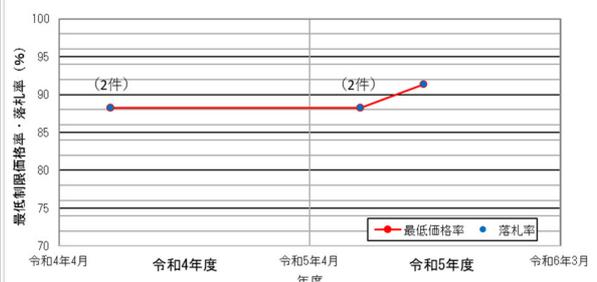
	H27～H29年度	
	最低制限価格率	落札率
最小	81.65%	81.96%
平均	81.90%	83.23%
最大	82.00%	88.35%

H27～29は82%、H30～R2は84%のライン上に工事が点在  
⇒ 調査対象とする



- ◆対象工事件数：5件（山城北土木事務所）
- ◆最低制限価格率と落札率の傾向
  - ・5件中5件（100%）が最低制限価格と落札額が一致

	R4～R5年度	
	最低制限価格率	落札率
最小	88.27%	88.27%
平均	88.89%	88.89%
最大	91.39%	91.39%



(2) 入札率から疑義の事象がある業者

4～11月の入札において、平成27年度は入札率約82%、平成30年度は入札率約84%で入札した業者を抽出することとし、土木工事については、①町内業者、②町内に営業所のある業者、③町外業者に区分した。また、舗装工事と安全施設工事は町外業者のみであることから、区分せずに抽出した。

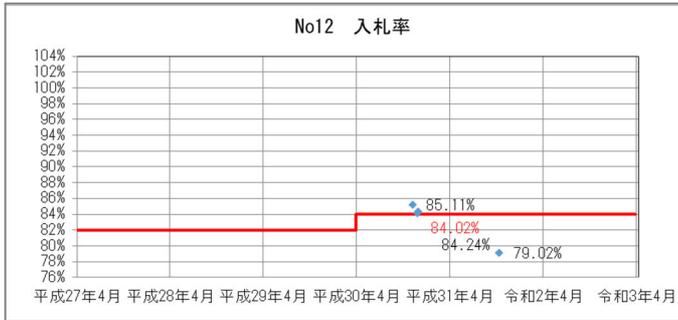
①土木工事（町内業者）で疑義の事象がある業者：該当なし

②土木工事（町内に営業所のある業者）で疑義の事象がある業者：2業者

◆No12 業者

平成30年度の11月に初めて町の入札（その1工事）に参加し入札率85.1%、同月の入札（その2工事）では入札率84.0%で落札、同月の入札（その3工事）では入札率84.2%であった。

入札参加した工事の予定価格は全て3,000万円以上であった。

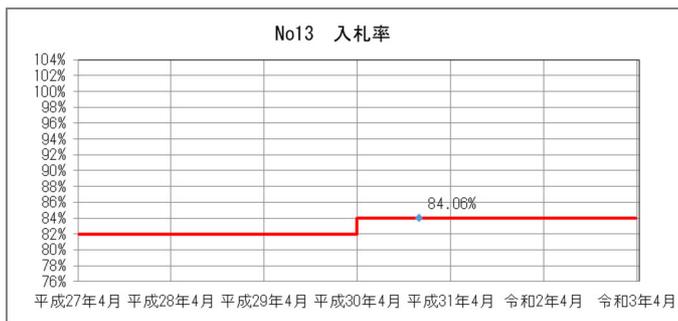


工事名	入札日	予定価格	最低制限価格	同左率	落札金額	落札者
その1工事	H30.11	削除	削除	84.0%	削除	No7
その2工事	H30.11	削除	削除	84.1%	削除	No12 (落札)
その3工事	H30.11	削除	削除	84.0%	削除	No10

◆No13 業者

平成30年度の11月に初めて町の入札（その4工事）に参加し、入札率84.1%であった。

入札参加した工事の予定価格は3,000万円以上であった。



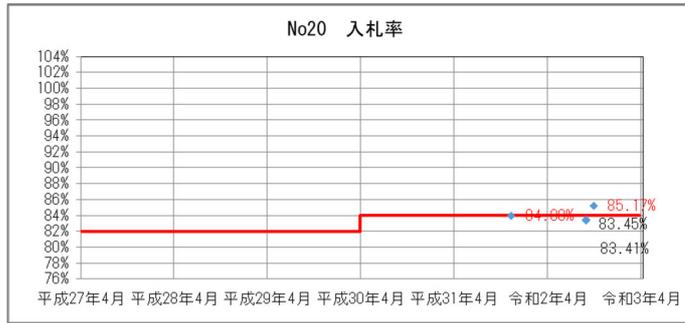
工事名	入札日	予定価格	最低制限価格	同左率	落札金額	落札者
その4工事	H30.11	削除	削除	84.1%	削除	No8

③土木工事（町外業者）で疑義の事象がある業者：1業者

◆No20 業者

令和元年度であるが、11月に初めて町の入札（その5工事）に参加し入札率84.0%で落札、令和2年度9月の2件入札（その6, 7工事）では入札率83.4%, 83.5%で入札、同年10月の入札（その8工事）では入札率85.2%で落札した。

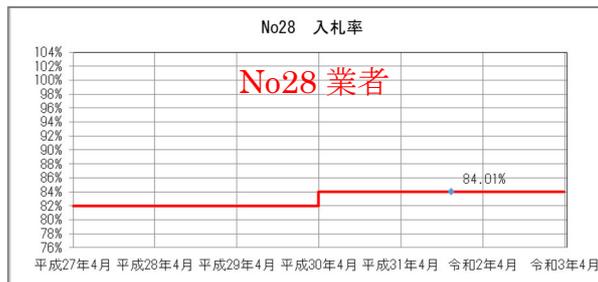
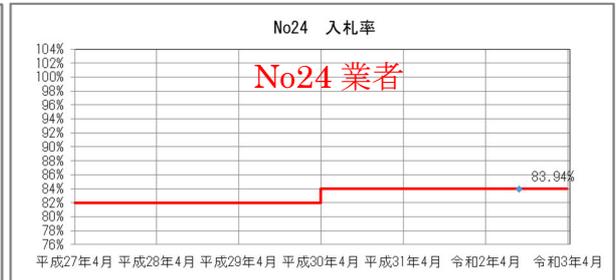
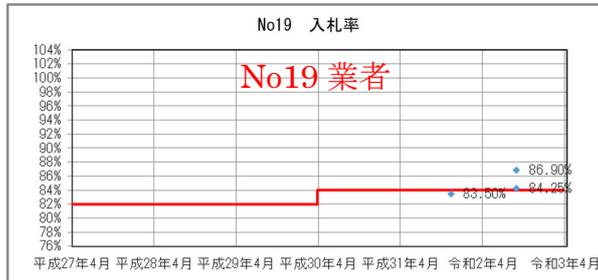
入札参加した工事の予定価格は全て 3,000 万円以上であった。



工事名	入札日	予定価格	最低制限価格	同左率	落札金額	落札者
その5工事	R1.11	削除	削除	84.0%	削除	No20
その6工事	R2.9	削除	削除	84.0%	削除	No10
その7工事	R2.9	削除	削除	83.9%	削除	不正業者
その8工事	R2.10	削除	削除	83.9%	削除	No20

◆その他

以下の3業者が初めての町の入札において入札率84%近くで入札しているが、令和元年度、令和2年度の入札であり、落札はないことから、疑義の対象とはしない。



業者名	工事名	入札日	予定価格	最低制限価格	同左率	落札金額	落札者
No19	その7工事	R2.9	削除	削除	83.9%	削除	不正業者
No19 No24	その6工事	R2.9	削除	削除	84.0%	削除	No10
No28	その5工事	R1.11	削除	削除	84.0%	削除	No20

#### ④舗装工事

疑義の事象があると思われる工事はあるが、以下のことから舗装工事は疑義工事の抽出対象としない。

- ◆ 舗装業者は舗装工事を専門とし、業者が積算に概ね精通していること
- ◆ 舗装工事は入札に参加する業者が平均16者、最大31者、最小でも10者と極めて多く、予定価格及び最低制限価格を知り得たとしても落札につながる可能性が極めて低いこと
- ◆ 町の平成27年度～令和2年度の舗装工事費(予定価格)は、平均約1,200万円、最大約2,200万円、最小約300万円と低く、3,000万円を大幅に下回ること
- ◆ 元職員が建設事業部に戻った令和2年度においても、舗装工事では不正業者が落札できなかったこと

#### ⑤安全施設工事

疑義の事象があると思われる工事はあるが、以下のことから安全施設工事は疑義工事の抽出対象としない。

- ◆ 安全施設業者は安全施設工事を専門とし、業者が概ね積算に精通していること
- ◆ 安全施設工事は入札に参加する業者が平均8者、最大9者、最小でも7者と一定数あり、予定価格及び最低制限価格を知り得たとしても落札につながる可能性は高くないこと
- ◆ 町の平成27年度～令和2年度の安全施設工事費(予定価格)は、平均約600万円、最大でも1,000万円以下、最小約250万円と低く、3,000万円を大幅に下回ること

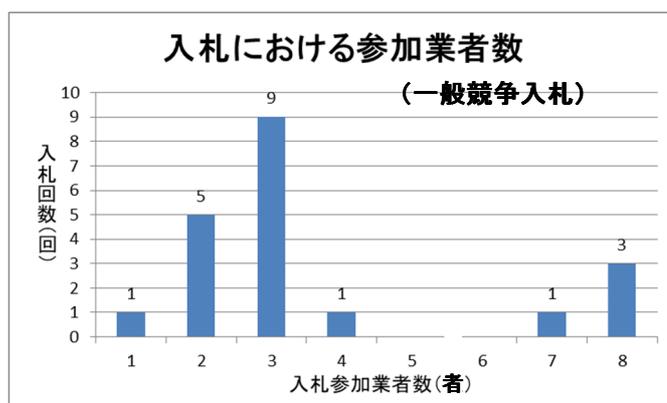
### (3) 高止まりしている工事

#### ①土木工事

明確な疑義の事象はなかったが、右図のとおり、1回の入札に参加した業者数が平均3.3者、4者以下が80%を占め、入札参加者が相当程度少ない。

特に、この傾向は一般競争入札において顕著である。

これは官側からの便宜供与や業者間の談合・調整を誘発する可能性があることから、既に前回の入札不正再発防止策において改善している。



## ②建築工事

前回事件の調査結果を踏まえ、入札参加業者が5者以内と少なく町内業者のみの9工事の入札を抽出したが、高止まりの事象が見られる。

なお、抽出した建築工事についても、土木工事と同様に入札参加者が少ないため、既に前回の入札不正再発防止策において改善している。

## 5 調査結果（疑義事象）の考察

前述した今回の客観的事実に基づく調査結果（疑義事象）等については、不正につながる可能性があるものとして、不正防止策に反映するため、以下のとおり考察を行った。

### （1）発注担当職員の意識・行動からの考察

今回事件発生の要因の一つと考える元職員の行動等から、徹底、確認すべき事項として、職員単独行動はしない、行動等の記録を残す、情報共有をする等、公務員としての行動、そして、コンプライアンス意識の向上・持続の徹底を図る。

#### ※具体策

①コンプライアンス研修の実施及び職員アンケートの定期実施

→ 不正防止策（2）②

②業者との接触等における職員単独行動制限、記録作成、情報共有等の職員行動指針の徹底

→ 不正防止策（2）③

### （2）入札率調査からの考察（予定価格・最低制限価格）

今回事件では、秘匿事項である予定価格を不正業者に教示しており、今回、最低制限価格に着目して過去入札を調査した結果、同価格の漏洩も否定できないことから、不正行為の機会をなくす観点から、多くの自治体で採用している予定価格及び最低制限価格算出式の事前公表を検討したが、国の考えに基づき、土木工事等の予定価格については、これまでどおり事後公表（建築関係工事は事前公表）とし、秘匿事項に対する職員意識の向上及び情報管理の徹底を図る。

#### ※具体策

①コンプライアンス研修の実施及び職員アンケートの定期実施（再掲）

→ 不正防止策（2）②

②秘匿事項の情報管理の徹底として、入札執行に係る調書作成者の限定等

→ 不正防止策（1）③

### (3) 町内営業所業者の入札参加要件からの考察

今回事件の不正業者（町外業者）は、一般土木工事において、町内業者と同様の入札要件の緩和措置を得る目的で、実態のない営業所を設置（建設業法違反）し、入札参加していたことから、町内に設置される営業所に対し、営業実態等の現地確認を行う。

#### ※具体策

- ①町内営業所設置に対し、入札参加資格に係る審査、現地確認等の厳格化
  - (1) ⑧／新設
- ②これまでの町内委任先（営業所等）に係る入札参加要件の見直し
  - (1) ⑧／新設

## 6 入札不正再発防止策の検証

最後に、以上の今回事件の原因や調査結果、考察等を踏まえ、令和3年9月30日に策定した「宇治田原町入札不正再発防止策」の検証を行った。

### (1) 入札制度の見直し

#### ①入札資格者要件の見直し

地域要件を設定する場合は、その目的や要件を明らかにするとともに、新規入札資格者の参加要件の見直し等を行い、入札参加可能業者を概ね10者以上確保する。

取組状況	検証結果
<p>地域要件の設定（目的、内容等）の明確化及び新規入札資格者の参加要件の見直し等により入札参加可能業者（概ね10者以上）を確保している。</p> <p>※ R3年12月完全実施 R5現在の平均入札者数：9.2者</p>	見直しなし（継続実施）

#### ②公正かつ適正な設計金額の設定

設計金額の設定にあたっては、入札参加予定者の公平性を担保するとともに、仕様書と設計金額のバランスの均衡に努め、公正かつ適正な金額の設定を図る。

取組状況	検証結果
<p>見積りにより設計金額等を設定する場合は、公平性を担保する観点から、入札参加予定者全員から見積書を徴取し、また、設計金額が予算を上回った場合は、予算に見合う仕様書等に見直している。</p> <p>※ R3年10月完全実施 ※ 見積りによる設計件数:8件(R5現在)</p>	見直しなし（継続実施）

#### ③情報管理の徹底

職員の故意または過失による情報漏洩のリスクを最小限にするため、回議ファイルの取扱いの厳格化を行い情報管理の徹底を図る。

取組状況	検証結果
<p>入札執行により落札者が決定するまでの入札関係の回議書については、セキュリティバッグに入れ回議し、決裁後は施錠ロッカーにて保管を徹底している。</p> <p>※ R3年10月完全実施</p>	<p>左記に加え、指名業者選定調書（以下「調書」）の取扱いについて、情報漏洩リスクを最小限にするため調書作成者の限定や保管管理の徹底などの措置を講じる。</p>

#### ④ 予定価格の公表

土木関係工事等については事後公表とし、単価、歩掛、諸経費率の適用工種等の公表を行い設計書の透明化を図るとともに、建築関係工事（建築、電気、設備等）については事前公表を行い、職員に対する予定価格を探る不正行為の防止を図る。なお、今後公表による課題が生じた場合は見直すこととする。

取組状況	検証結果
土木関係工事等の予定価格は事後公表とし、単価、歩掛、諸経費率の適用工種等を事前公表している。なお、建築関係工事等の予定価格は事前公表を実施している。 <b>※ R3年10月完全実施</b>	見直しなし（継続実施）

#### ⑤ 電子入札の全面導入と入札業者からの誓約書の徴取

電子入札を全面導入することにより、入札参加業者が一堂に会する機会を減少させるとともに、入札不正を行わないとの誓約書を業者から徴取し、談合の抑止を図る。

取組状況	検証結果
工事及び建設コンサルタント業務の入札では、電子入札を実施し、物品購入等の入札では、郵送入札を実施している。 <b>※ R4年4月完全実施</b> 入札参加業者から不正防止に係る誓約書を徴取している。 <b>※ R3年10月実施（現在は、入札参加資格申請において徴取）</b>	見直しなし（継続実施）

#### ⑥ 談合情報対応マニュアル等の周知及び実施の徹底

談合等入札不正行為に対し告発で臨む姿勢を明確にするため、職員等への「談合情報対応マニュアル」、「職員等の公益通報の処理等に関する要綱」等を周知するとともに、実施の徹底を図る。

取組状況	検証結果
職員研修により「談合情報マニュアル」、「公益通報の処理等に関する要綱」等の職員への周知と実施の徹底を行っている。 <b>※ R3年6月全職員実施（以降は、新採職員研修により実施）</b>	見直しなし（継続実施）

⑦入札不落に係る運用の見直し

入札不落の取扱いについて、再度入札若しくは地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による随意契約（いわゆる「不落随契」）とする本来の運用に戻し、競争入札の透明性を図る。

取 組 状 況	検 証 結 果
入札不落となった場合の本町の独自手法を、本来の運用方法（再度入札又は不落随意契約）に見直し実施している。 ※ R3 年 10 月完全実施 ※ 不落件数： 1 件（R3.10～）	見直しなし（継続実施）

⑧入札参加資格審査の見直し

町内に営業所を設置する場合の入札参加資格申請の厳格化を追記する。

取 組 状 況	検 証 結 果
/	公平、公正な入札参加者確保のため、適宜必要に応じて参加資格要件を見直す。 町内に営業所を設置する場合の入札参加資格申請に係る審査は、技術者の確認や立入検査など検査・確認の厳格化を図る。

(2) 職員の法令遵守と職員倫理の向上

①職員の法令遵守と職務の倫理保持の明文化

職員の法令遵守と職務の倫理保持について明文化し、住民への誓いといった形で繰り返し徹底を図る。

取 組 状 況	検 証 結 果
職員の法令遵守と職員倫理の向上のために、コンプライアンス条例の制定及び町長コンプライアンス宣言並びに職員宣誓を行っている。 ※ 条例制定： R4 年 10 月実施 ※ 町長宣言： 同上 ※ 職員宣誓： 毎年度当初実施	見直しなし（継続実施）

## ②職員のコンプライアンス研修の実施

職員のコンプライアンス意識の向上、意識の持続を図るため、外部講師による職員のコンプライアンス研修を行う。

取 組 状 況	検 証 結 果
<p>職員のコンプライアンス意識を向上、意識の持続を図るため、外部講師（公正取引委員会等）による職員のコンプライアンス研修を毎年度実施している。</p> <p>※ R3年12月：公正取引委員会講師            ※ R4年10月：日本経営協会講師</p>	<p>左記に、コンプライアンスに係る職員意識アンケートの定期的実施を追加し、アンケート結果から職員の意識熟度を確認し、研修に反映させる。</p>

## ③職員行動指針の策定及び運用

職員と業者との接触のあり方について見直し、組織としての対応を徹底できるよう行動指針を策定し適切な運用に努め、職員のコンプライアンスの徹底を図る。

取 組 状 況	検 証 結 果
<p>職員の行動指針を策定し、情報漏えい防止等を講じるとともに、コンプライアンスに関する職員相談・指導等を行うコンプライアンス相談員を各所属に配置する。なお、長期同一業務に従事する職員の定期的な人事異動は、令和4年4月から実施している。</p> <p>※ 担当職員行動指針：R3年10月策定            ※ コンプライアンス相談員：R3年10月設置</p>	<p>左記に、職員の単独行動制限、記録簿作成、情報共有や退職管理の徹底を追加する。</p>

(3) 組織体制の見直し

①組織体制の整備

組織内部での健全な牽制関係を構築するため内部統制体制を整備するとともに、第三者による入札監視等体制の構築を図り、適正な入札ができる体制を整備する。

取 組 状 況	検 証 結 果
<p>第三者からなる「入札監視等委員会」と庁内に「入札等委員会」（指名選考等も含む）を新設し、入札制度の見直し及び入札監視を実施している。</p> <p>※ R3年10月 委員会設置            ※ R3年11月 入札監視等委員会了解</p> <p>入札制度の見直しや入札監視の事務を行う「入札等委員会事務局」を庁内に設置し、また、企画財政課に入札契約係を新設している。</p> <p>※ 委員会事務局：R3年10月設置            ※ 入札契約係：R4年4月設置</p>	<p>見直しなし（継続実施）</p>

②外部の技術支援等の活用と人材確保

外部の技術支援等を積極的に活用するとともに、技術職員不足を計画的に解消する。  
 なお、技術職員を配置した専門部署等の新設及び工事の一元管理・発注については、今後の検討課題とする。

取 組 状 況	検 証 結 果
<p>（一財）京都技術サポートセンター等の技術支援を積極的に活用している。なお、技術職員の計画的な採用と関係部署への配置については継続して検討している。</p> <p>※ R3年6月実施            ※ 実施件数：8件（R3.10～）</p>	<p>見直しなし（継続実施）</p>